資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百七十万円減少し三十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年二月二十九日であり、株主総会の決議は、平成二十八年一月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年一月二十二日

掲載頁　五十七頁（号外第十四号）

平成二十八年一月二十八日

岡山県倉敷市児島田の口四丁目八番六号

難波染工株式会社

代表取締役　難波成一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年三月四日であり、株主総会の決議は、平成二十八年一月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

http://www.jr-shikoku.co.jp/bus/

平成二十八年一月二十八日

香川県高松市浜ノ町八番三三号

ジェイアール四国バス株式会社

代表取締役　吉良　次雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年一月二十二日

掲載頁　六十二頁（号外第十四号）

平成二十八年一月二十八日

福岡県北九州市戸畑区牧山二丁目一三番一一号

株式会社若林建設

代表取締役　若林　敬三

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年二月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月二十八日

福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神四六一番地

株式会社あいづダストセンター

代表取締役　一重　卓男

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ＴＳＰ太陽グループ株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年二月二十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年一月二十八日

東京都目黒区東山一丁目一七番一六号

ＴＳＰ太陽株式会社

代表取締役　広岡　正明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である船渡謙三郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十八年一月二十八日

東京都世田谷区東玉川一丁目一九番二一号

ブルーミー・インコーポレイテッド

日本における代表者　船渡謙三郎

限定承認公告

本籍茨城県鉾田市畑田二二〇〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大森　市郎

右被相続人は平成二十七年一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十八年一月十八日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十八日

東京都八王子市みつい台一丁目二〇番九号

相続財産管理人　大森　正三

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　平成二十七年三月三十一日発行の第六回新株予約権の新株予約権者　関口透　三個

二、取得の日　平成二十八年二月二十九日

平成二十八年一月二十八日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

プラスワン・マーケティング株式会社

代表取締役　増田　薫

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十八年二月十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法

優先出資一口につき金一円での有償消却とする。

各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資。

平成二十八年一月二十八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　山﨑　亮雄

訂正公告

平成二十七年十一月二十四日（号外第二六三号）掲載の全国長寿会株式会社に係る前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告中、許可年月日「昭和五十六年九月二十二日」とあるは「昭和五十六年八月二十日」、許可失効年月日「平成二十七年五月二十九日」とあるは「平成二十七年三月三十一日」の誤りにつき訂正します。また、権利を有する者の申出書の提出期限を「本公告掲載の翌日から六箇月以内に」を「平成二十八年七月三十一日までに」と訂正します。

平成二十八年一月二十八日

京都府京都市中京区西ノ京中御門東町一三四番地

株式会社セレマ

代表取締役　齋藤　武雄

正誤

ページ	段	行	誤	正
一八	上	終りから一り	繕って	取り繕って
二四		終りから一四	昭和24年1月14日	昭和24年2月11日

平成二十八年一月七日法務省告示第五号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十八日付第一九号六

四ページ●同日付政府調達第一八号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）